

大学経営政策研究

第15号 (2025年3月発行) : 143-159

南原繁における「学問の自由」の 擁護に関する一考察

平 塚 力

南原繁における「学問の自由」の 擁護に関する一考察

平塚 力*

はじめに

中央教育審議会（以下「中教審」）答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008.12）は、「大学全入時代」の到来によって入試選抜性が後退するなか、日本の持続的発展を担う創造的な職業人の育成という問題意識のもとに「学士課程教育」という概念を打ち出し、大学教育の質の向上を図ろうとした。その際、答申は政府が大学教育の目標や方法に踏み込んで改革メニューを設定し、財政を以て大学を誘導するとのロジックであった。しかし半世紀以上前、いわゆる教育三法が国会上程された際、それが義務教育の法案であったにもかかわらず、国立大学協会は公権力による学問・教育の自由への介入を警戒し、文相に教育内容への不干渉を申入れた（1955.12.21）。

そこで歴史を翻ると、日本の民主化という初期占領政策のもと、戦前に慣行であった学問の自由は憲法や教育基本法によって制度化されたが、1948年頃より米国対日政策が日本の自立に転じ、解體危機にあった文部省が復権した。そうした反動的な状況にあって、大学教授職は学問の自由をいかにして擁護したのか、本稿はこれを、新制東京大学の初代総長南原繁（1889明治22年-1974昭和49年）の言動をもとに考察するものである。なお南原を対象とするのは、彼が教育改革に関する政府委員会や大学教授連合、国立大学協会でも要職を務め、この期間の学問の自由擁護のけん引役であったことが理由である。

また本稿が対象とする「学問の自由」については、当時の憲法解釈書¹によれば研究・学説とその発表の自由、教育・教授の自由、および大学の自治とされたが、本稿の分析対象が、大学管理の法制化を契機とした学外者による大学管理参加に対する南原の擁護実践であるため、主たる対象を大学の自治とする。

つぎに研究方法について、①分析枠組み、②研究アプローチ、の順に説明する。本稿は、南原における学問の自由擁護の背後に彼独自の世界観が存在し、その世界観は、生涯発展の各段階で獲得された理念・信条・論理などを基礎とした内的意味世界に立脚している、と仮定する。ゆえに南原の内的意味世界を把握できれば、彼が学問の自由を擁護した際の原理を究明し得る。そこで①については、「言行一致」を鍵概念として以下のように設定する。

まず「言行一致」とは、少年期に儒学を通じ為政者（「経国済民」）を志向して以後、政治学に統治の科学的根拠を求めるとともに、その知識を以て統治に臨もうとした南原の人間的属性をさす。このうち「言」とは、世界秩序に関する真理（理性）であり、南原は政治哲学研究とキリスト教信

* 京都文教大学

仰を通じ、世界秩序の媒介物を法（政治）と道徳（宗教）に求め、双方において真理の究明に努めた。他方で「行」とは統治実践であり、それは戦前においては内務官僚としての為政、戦後においては政府委員会の委員としての政策立案や、東大総長としての学生や国民の啓蒙などをさす。

つぎに②については、学問の自由擁護という現象を、当事者にとっての内在的意味をもとに理解するためにミクロ・アプローチを採用する。具体的には南原の言動を、それがなされた社会の文脈や当人の立場・心情との関係において一体的に解釈し、その出現原理を究明しようとするアプローチである。

最後に本稿の問いと構成を説明する。本稿の先行研究は二系統であり、一方は南原研究である。南原には様々な肩書や役職があり、南原研究はそれに応じて細分化されている。そして学問の自由擁護については、生涯史²や大学論の研究³などで論じられるが、個々の肩書での擁護実践が、相互にどう連関するかの説明は十分ではない。そこで1章は南原が学問の自由を擁護した「背景」について、それを「なぜ擁護しようとしたのか」（問①；動機）、「なぜ擁護し得たのか」（問②；能力）との問いに細分化し、彼の学問の自由の擁護が、「言」と「行」との一致（統合）によってなされた点を明らかにする。

他方は大学管理の法制化に関する研究群であり⁴、先行研究は法案化に対する大学人の対応の一例として南原を対象とした。その際、法案審議に関する政策過程は究明されているが、その背後にある政治過程には、まだ不明な点が多い。そこで2章は大学管理の法制化の政策過程を五期に分け、「南原がその時々の政策課題にどう対応したのか」（問③）、つまり南原における学問の自由の擁護戦略について考察する。以上を経て、3章では三つの問いを連関させ、南原における学問の自由擁護の背景（理由）と戦略を総括する。

1. 南原における学問の自由擁護の背景

(1) なぜ学問の自由を擁護しようとしたのか（問①；動機）

1) 理性的な動機

南原は東京帝大での小野喜平治との出会いによって、政治学が統治技術学ではないことを知り、自らの専門を政治哲学に定めた。そこで南原はドイツ哲学を基礎に自らの政治哲学を確立したが、彼がまとめた人間共同体の秩序原理が「価値並行論」であり、以下の二点を特徴とする。

一点目は⁵、南原は人間共同体が価値によって秩序づけられているとし、四つの価値－真（論理的価値）、善（道徳的価値）、美（審美的価値）、正義（政治的価値）－をあげる。たとえば学問（大学）は真を、政治（国家）は正義を担う。その際、正義の実現は個々の道徳に依存し、逆に道徳の実現には政治からの支援を要するため、四つは並列（交互）関係にあるが、個々が独自の価値の実現を引き受けているため独立（自律）関係にもある。よって南原の価値並行論において、学問と政治に強制（支配）関係は想定されていない⁶。

二点目は、南原は全体社会（マクロ）と、その構成者（ミクロ）との間に双方向的な影響を認める。南原によれば、民族共同体は個人に先立って存在し、個人に還元できない集会的な自我（共同我）を有しており、個人は共同体（他者）に接することで個人人格を確立する。他方、民族共同体の文

化的な個性（共同我）は、自律的な個人の文化的生の営みによって創発される⁷。かくして個人と共同体は文化（価値）を介して統一される。

つぎに正義という価値を担う国家の役割は、以下のように説明される。南原は、近世西欧の啓蒙主義を例にとり、マクロ充実の前提として、自然法的な自由—政治的自由と平等権—の付与によるミクロの自己完成をあげた。ただし功利的個人主義においては、個人が究極の目的であり、国家はその手段的な存在とされるに過ぎず、またそうした原理から出現した国家は利益社会に留まる⁸。そこで、個人の結合から文化的共同体を形成させる社会的行為が政治であり、それを担うのが国家である⁹。その際、南原が代替とするのが、個人が社会共同体の文化（民族文化）を享受することによる自己完成であり、南原はその役割を、政治とそれを担う国家に求めた。つまりこの段階での国家とは、権力国家ではなく文化（道義）国家であり¹⁰、それは南原が理想とした戦後日本の姿でもあった¹¹。ただしそれはあくまでも、国家の対極に主体としての自己を形成しようとする自由（自律的）な国民があつてのことであり、そこでは自然法的な思想、言論、学問の自由、共同体における人間の平等が保障されていなければならない¹²。

他方、南原は旧制第一高等学校長内村鑑三が主催した無教会キリスト教（以下「無教会派」）に参加して以来、同派の信徒となり、後に中核メンバーとなった。同派は「教会なきキリスト教」と称されるなど、内村がルター派のプロテスタンティズムを受け継ぎ、神学、聖礼典、礼拝堂を排し聖書第一主義を貫いた。ゆえに真理は、神の言葉（聖書）のなかにあり、神の国にあって、世界は神の言葉を介して道徳（精神）的に秩序化される。ただしそれは神の言葉を拒否し得る状況にあって、あえてそれを受け入れようとする自由（自律性）を保持してのことである。かくして同派は、テキストの個人学習と集会による共同学習を信仰の場とする、第二の宗教改革運動を展開した¹³。

加えて、一高の校長に就任した内村が文化、読書、教養による人格形成を実践して以後、旧制高等学校の組織文化は西洋文化を中核とした教養主義へと転換した。いわゆる、「大正教養主義」であり¹⁴、それは「哲学・文学・歴史などの人文学の習得によって、自我を耕作し、理想的人格を目指す人格主義」¹⁵の教育であった。こうした文脈において、無教会派は南原がプロテスタンティズムの教義と精神によって自我（人格）と世界観を形成した舞台であった。

2) 経験的な動機

① 戦前・戦中期の教訓

南原の東京帝大奉職当時（1921年）、学問の自由および大学の自治は帝国大学において慣行化されていた。しかし日本の公権力にファシズムが浸透すると、南原の身近でも評論に対する責任を問われ矢内原忠雄が辞任に追い込まれた（1937年）¹⁶。また文相であった荒木陸軍大将が総長以下の教員人事権の掌握を要求すると（1938年）、南原はそれに反対し、自らが考える大学の自治を開陳した。

…大学は他の組織・機関とは異なり、時の政府または世論とは独立に学問の研究がなされ、つとめて各成員の創造的意志を発揮せしめ、この意味において学者の自由な共同体であることがその本質であり、かつ他の行政官庁のごとき上下服従の階級的關係ではなくして、全成員の並

行的な相互協同の関係を本体とする…¹⁷

他方、戦後の南原は戦前・戦中の経験から、地域の社会勢力による学問の自由の侵害を警戒しており、そうした警戒心は教刷委第16回建議（1948.4.17）や¹⁸、東大総長として学生に発した以下の演述（1949.5.20）に反映された。

わが国のごとく絶えず社会情勢の変動する国にあつては、ひとり政府の官僚的支配に対してのみでなく、不当な他の社会的勢力の掣肘に対しても大学を護る必要がある。このことは従来、特に地方公立の諸大学等がもった苦い経験によって十分証明されるところである¹⁹。

② オールド・リベラリストとしての属性

大正教養主義を通じて人格と世界観を形成した南原は、支配階級としての地位と身分を得たことで、オールド・リベラリスト²⁰という属性を備えた。

この属性は、①大正デモクラシー²¹という文脈のなかで人格や世界観を形成したこと、②知識（高等教育）を資本とした都市型中間層であったこと、以上の帰結として、③既存社会の継続を自明とすると同時に、個人（自由）主義と反共・反ファシズムを志向する穏健な保守主義であった。そして先にみた南原における国家と国民との相互依存的な世界観や学問の自由への志向は、ここに由来したものと見える。ただしこの層のなかにも中道左派的な「進歩派」がおり²²、ドイツ哲学を基礎とした政治哲学および無教会派のプロテスタンティズム精神に基づいて、個の自由（自律性）を重視していた南原もその一人であった。

(2) なぜ学問の自由を擁護し得たのか（問②；能力）

東京帝大卒業に際して、政治の実践に興味をもっていた南原は進路を官僚に定め、1914（大正3）年に内務省に入省した。彼の政治実践の特徴は、社会の改良を、運動—ミッションを利害ではなく他者からの共感と連帯によって達成しようとする属性—によって実現しようとする点にあり、そうした属性は牧任官として赴任した富山県射水郡での二つの社会改良事業²³に見いだされる。

一方は、同郡の懸案であった治水事業である。南原は関係町村長会議の席で、郡内が圏域全体の利益で一致し、自治の精神で治水事業にあたるよう、自治の研究会開催を提案した。そして研究会は射水郡治水協議会を産み出し、同協議会は治水事業の構想をまとめた。すると南原は、郡内に治水事業の推進主体と構想があることを富山県に報告し事業化を求めた結果、県営の排水事業が実現した。

他方は、同郡の持続的発展を意図した農業公民学校の創設であり、南原は同学校を、単なる技術修得機関ではなく、教養と自治意識を備えた指導者の育成機関として構想した。こうして同学校は、南原の構想と交渉によって事業化にこぎつけた。

以上、南原は帝大卒業後の数年のうちに、社会的使命を他との連帯によって実現し得るマネジメント能力を獲得しており、それはまた後の学術研究で到達することになる文化（道義）国家論に先行した実践行動であった。そして本稿は、こうした経験と能力が、戦後の大学の自由擁護に活かされたと考える。

2. 占領期の南原における学問の自由の擁護戦略

(1) 日本の敗戦による公権力とのパワー関係の逆転（1945.8-1947.10）

占領期、超法規的権力者GHQに反する行為は占領目的違反として処罰され、また内務省が解体されるなかで文部省はCIEへの連絡機関として漸く延命しており、南原らからみて当時の文部省は「俎上の魚」状態²⁴にあった。

南原は東京帝大総長就任（1945.12）の翌年、評議会において現下の緊急課題を究明するために5つの委員会を設置した（1946.2）。このうち翌3月に第一次米国教育使節団来日が予定され、その対応機関「日本側教育委員会」の委員長に南原が選出されるなかで、教育制度改革に関する学内の意見をまとめるため「教育制度研究委員会」を設置し、4月まで審議を継続した。そして同委員会は、六三三制や帝大的エリートシステムの廃止と高等教育機関の大学への一元化などを報告したが、それらは南原が一次使節団側に意見具申しした際の根拠となると同時に²⁵、南原は「大学の自由を保持することとは何か」を委員会で問うた²⁶。

また南原は、一次使節団報告をもとに設置された首相への建議機関、教刷委副委員長に就任し（1946.8）、翌年委員長となった（1947.11）。そしてそこには学問の自由擁護において二つの意義があった。CIEは戦中期の軍国主義への抵抗性によって南原を戦後教育改革のリーダーとして期待と信頼を寄せており²⁷、たとえば六三三制という学校教育体系は、南原と一次使節団長との秘密会談を経て、最終的に使節団報告書に盛り込まれ²⁸、制度化された。つまり南原はCIEと双方向的な情報のやり取りが可能な人脈を有していた。

他方は、東大は日本最初の大学であり、大学教授職の供給拠点として高い威信が与えられ、南原は東大総長であることによって各種会議体の長となり得たし、そうした肩書が南原の威信をさらに高めた。そしてそこから南原に二つのパワーが発生した。一つ目は、委員の大半を大学教授職が占めた教刷委は、文部省に代わって教育政策の立案権限を得て、南原はその長としてCIEの動向を意識しながら教刷委の審議過程をマネジメントした。

二つ目は、占領初期、GHQは民主的団体の育成につとめたが、南原らはCIEの支援を得ながら²⁹、学問の自由擁護と大学教授職の地位向上等を使命とした職能組織「全国大学教授連合」を発足させ、南原が会長に選出された。そしてこのとは南原が大学教授職における学問の自由擁護運動の頭目となったことを意味した。

(2) 国立大学地方委譲問題への対応 [1947.11-1948.2]

1947年11月、CIEは立法途中の教育委員会法と関連させて、国立大学十校以外の国立の高等教育機関（国立大学・高等学校・専門学校）を自治体に委譲するとの構想を示した。そしてそれを新聞スクープで知った教刷委は、第47回総会（1947.12.5）³⁰で審議し、その後、CIEが文部省に翌年1月中の法案提出と2月中旬までの国会日程を求めていることを把握した³¹。南原にとって地方への委譲は官僚統制同様に警戒すべきものであったが、CIEには逆らえず、そこで教刷委にて採用したのが、三段論法による面従腹背的な対応であった。

まず第一段目は、大学を地方に委譲すると、全国的な人材需要への対応が困難になる、地方財政

で国立大学の維持は困難である、など「委譲したくてもそれができない」という弁明ロジックであり³²、二段目は「もう少し積極的にこういう改革はこちらですつもりだ、その相当地方移譲のできる部分はそれはやるのだ」³³との態度をCIEに示すため、委譲が可能な事例を示すという儀礼ロジック、そして三段目が、困難が除去された際には地方に委譲するが、困難は除去し得えないため、結局、地方委譲は「事実においては不可能である」³⁴、という拒否ロジックであり、第一段目および第三段目が第9回建議（1947.12.27）、第二段目が第11回建議（1948.1.31）となった³⁵。

ただし南原は、これ以前（1947.12.18）にCIEの幹部と会談し、国立大学の地方委譲は日本側の議論に委ねるとの回答を得ていた³⁶。また教刷委第51回総会（1948.1.9）の席で、CIEが国立大学の地方委譲を進める準備が整っていないとの見通しを示していたことが報告された³⁷。そうした状況にあっても、南原は自身が会長を務める大学教授連合理事会名で「大学地方移管に関する意見書」を提出し（1948.1.17）³⁸、教刷委への援護射撃を行うことを怠らなかつた。かくして南原は、占領下における超越的な権力であったGHQ/CIEに正面からは抗うことなく、学問の自由を侵食するおそれのある地方委譲問題をやり過ごした。

(3) 理事会法問題への南原の対応 [1948.2-1948.7]

CIEでの地方委譲の推進主体は高等教育班であり、同班はつぎなる策として国立大学への州立大学式理事会制度の導入を意図し、自らの意向に沿わない教刷委に代わる審議の別動隊としたのが大学基準協会（以下「基準協会」）であった³⁹。そこで同協会は大学行政研究委員会（上原専禄委員長）を設置し（1948.2.3）、CIE高等教育班に誘導される形で理事会案を含む大学管理制度に関する審議を開始した。こうした高等教育班および基準協会の動きに対し、南原は以下のように対応した。

まず南原は大学理事会案の推進役はイールズらCIE高等教育班であり、その際、同班はCIE幹部の了承をとりつけておらず、またCIE幹部が大学理事会案の制度化には必ずしも賛成ではないことをCIEとの人脈によって把握していた⁴⁰。ただし南原は基準協会の動きを警戒し、教刷委第61回総会（1948.3.19）にて、理事会制度の国立大学への移植には「弊害がある。大学の自治に矛盾する」⁴¹として、教刷委内に担当の第10特別委員会を設けた。

南原は教刷委の長として、CIE批判の痕跡を残さぬよう議事速記を止めさせるなど慎重を期した⁴²。ゆえに公式記録だけで南原が向き合っていた政治の文脈を読み取ることは困難である。それはゼネスト禁止指令（1947.1.31）以来、GHQの労働政策は労組育成路線から統制路線に転じ、ロイヤル米陸軍長官の反共の防壁演説（1948.1.6）にて米国の対日政策の反転が鮮明となった⁴³、という政治的な反動である。そうした文脈にあって、南原が教刷委の長として採り得た「最後の切り札というか、唯一の途」⁴⁴が、理事会とは似て非なる学長諮問機関を設置することによる、理事会方式の回避であった。そこで教刷委は評議会を学内最高機関とし、それへの審議勧告機能を持つ「商議会」を設置する案を第62回総会で提案し（1948.3.26）⁴⁵、それが第16回建議⁴⁶となった。

ただし南原の回避策はこれだけではなかつた。まず南原が会長をつとめる大学教授職連合は、CIEとの交渉役であった執行部の上田辰之助東京商科大学教授がCIE高等教育課を訪れ、大学の地方委譲に疑問を呈す決議文を提出し、高等教育課はそれを検討することになった（1948.2.9）⁴⁷。加

えて、同連合は評議員名で「国立大学の自治運営の機関について」という決議を行い、理事会案反対をCIE、文部省、教刷委に申し入れた（1948.3.20）⁴⁸。

ところが、基準協会大学行政研究会が理事会案を答申したとの情報を得て、南原らは旧七帝大の総長会議を緊急で招集し（1948.4.19）、①南原らが立案した対案をもとに基準協会案撤回をはかること、②そのために七大学総長が共同声明を出すこと、③「大学教授連合においても猛烈に運動すること」を決定した⁴⁹。このうち③については名古屋大学評議会において総長が地方移譲問題、商議会問題が協議される教授連合総会（1948.5.10）への参加を列席者に要請した。

南原は、学内でも策を講じていた。東京帝大評議会は、新制大学への移行を審議調査する機関として「新大学制実施準備委員会（以下「新大学制準備委」）を設置していたが（1947.6.10）、その第23回（1948.4.12）の席で、南原は「大学の自由と自治に関する緊急問題があるので諮りたい」として、大学基準協会が理事会方式を審議していること、教刷委は「商議会」方式とすること、全国大学教授連合が理事会制反対の意見書を提出したこと等を報告し、今後は教刷委の案に沿って審議することで合意した⁵⁰。

他方で南原は、人脈を介して大学基準協会に影響力を行使した。それは南原の同僚で大学教授連合の執行部にあった我妻栄、教刷委第10特別委員会で大学委譲問題の審議主査をつとめた務台理作が基準協会大学行政研究会の委員に就任しており、そこから同会の審議状況が伝えられ、南原⁵¹や務台⁵²はそれを教刷委の場で報告した。加えて我妻は、大学行政研究会の場で、教授団自治と理事会統治との折衷案を検討していた上原に、理事会の諮問機関化を旨とする慎重論を唱えていた。そして基準協会は、第11回評議員会（1948.4.27）で「基準協会が理事案を立案したとの噂が立っている」ことが報告され、自協会が理事案法制化の推進役であると周囲から解曲されていると認識するようになり、その後、大学行政研究委員会の活動を休止した⁵³。こうして南原は、教刷委においては商議会という外形をまとませ、また自らの人脈を介して基準協会やCIEに働きかけることで、理事会方式の法制化をやり過ぎた。

(4) 大学法案への南原の対応 [1948.7-1949.3]

教刷委が理事会方式に否定的な姿勢を示し、かつ別働隊として期待する大学基準協会が審議休止するなか、CIE 高等教育班はつぎなる手を打った。

教刷委第77回総会（1948.8.27）の席で、先にCIE側から「二週間ぐらいしたならば一つまとまったものをお目にかけることができるだろう」⁵⁴、との発言があったことが報告された。そしてその「まとまったもの」こそが、国立総合大学総長会議（1948.10.14）の場で文部省から手交された「大学法試案要綱」⁵⁵であり、その意図は、中央集権な官僚統制の排除、理事会方式に基づく民意反映、など米国州立大学に倣った大学管理の法制化にあった。そして文部省は七大学に次回総長会議（1948.10.28）での答申案提出を求めたが⁵⁶、そのことは翌日の第80回教刷委総会で報告された⁵⁷。これを受け南原は自大学の新大学制準備委第38回（1948.10.18）の席で、①14日の総長会議で文部省から試案要綱の説明があったこと、②22日開催の教刷委第81回総会でそれが議題となること、③今月28日開催の総長会議に意見をもちよるため「各学部教授会で御審議願いたい」ことを伝え⁵⁸、

同時に我妻栄らが参加する第6特別委員会を設けた。このうち、②の22日開催の教刷委では第10特別委員会が試案要綱の各条を審議し⁵⁹、同日の第81回総会で中間報告を発表した⁶⁰。

その後、新大学制準備委は試案要綱に対する「本学第一案（1948.10.23付）」をまとめ、さらに同第39回（1948.10.25）に「本学第二案」が提出された⁶¹。そして南原はこれらの案を携えて国立総合大学総長会議（1948.10.28）に臨み、総長会議は「東京大学一案に対する国立総合大学総長会議の修正意見（1948.10.28付）」を選すとともに⁶²、七大学総長の連名で、国立大学への理事会制度の導入は「大学自治の伝統及び長所と相容れず、却って将来に幾多の弊害と危険を残す」として反対を表明した⁶³。

総長会議の修正意見を得た南原は、それを以て新大学制準備委第40回（1948.11.1）にて逐条審議を行い、審議が佳境に入ったことで第41回（1948.11.9）は評議会と合同会議で、①名称を「国立大学行政機関に関する法律」とする、②法案の対象を大学管理に限定し大学の目的条項を外す、③学外者が参加する管理機関を勧告機関とする一方、教授会中心の大学管理を維持する、との「本学修正案」を採択した⁶⁴。そして南原は、新大学制準備委で採択した案を以て二つの機関での審議に臨んだ。一方は教刷委であり、南原は同第83回総会（1948.11.12）の席で、「一つの新しい部分がありました」⁶⁵と追加審議を申し出て、同回での決議を以て第26回建議「大学法試案要綱について」（1948.11.19）⁶⁶とした。他方は国立総合大学総長会議であり、南原は新大学制準備委第42回（1948.11.15）の席上、「本学修正案」を20日開催の総長会議に持ち寄ると述べた⁶⁷。そして新大学制準備委第6特別委員会委員でもあった我妻栄によれば、東大修正案は立案者または提出者の名をとって「我妻案」や「南原案」とも称され⁶⁸、それを南原が国立総合大学総長会議に持ち寄り、それを原案に、総長会議案（1948.11.20）が採択された⁶⁹。

同時に南原は大学教授連合でも試案要綱への策を講じた。同連合は第5回総会（1948.11.27）で「大学は学問の研究および教育の最高機関であるから、その使命を達成するためには学問に理解のない勢力を排斥して自治を認めることが必要」とする「国立大学の自治運営機関に関する決議」⁷⁰を採択した。その後、日本学術会議の「新たに民主的な機関を作ってこれに諮問されたい」との総理への勧告（1949.3.2）⁷¹が決定打となり、試案要綱の法制化は仕切り直しとなった。

(5) 大学管理法案仕切り直し後の南原の対応 [1949.3-1950.7]

この期間の南原は、短期的には大学管理法案をいかにして解毒するか、長期的には米国の対日政策の変更によって保守政権が復権するなか、公権力から学問の自由をいかにして擁護するのか、という二つの問題を抱えていた。

まず短期的課題については、国立学校設置法（1949.5.31公布）により国立大学が発足するなか（1949.6）、教育公務員法特例法（1949.1.22公布）により慣習であった教授団自治は制度化されたが、外部管理は大学管理法成立を前提としたため「大学管理機関」の定義に曖昧さを残した。そこで文部省は新たに国立大学管理法案起草協議会（以下「起草協議会」）を設けたが（1949.9.6）、教刷委後継の教育刷新審議会、日本学術会議、大学設置審議会、国立大学学長会議、全国大学教授連合など南原が人脈を有する機関が構成団体の過半数をしめ、また学術会議推薦の我妻栄が委員長、後に

同推薦の矢内原忠雄が副委員長に選出された（1950.9.2）⁷²。

試案要綱へは日教組、全学連も対案⁷³を作成しており、また民科（民主主義科学者協会）などを加えた大学法対策全国協議会が共産党の提唱によって結成さ（1949.3.9）⁷⁴、報道機関は、この構成団体を「急進派」と色分けした⁷⁵。そして急進派の対案は、大学管理への理事会方式導入反対という点では総長学長会議など起草協議会主流派と一致するも、職員や学生の参加を求めるという点は異なっていた。しかし急進派が主流派に押し切られるかたちで、大学管理への職員・学生の不参加容認へと譲歩したことで答申案がまとまり、起草協議会の設置から約1年後（1950.12.9）に最終答申⁷⁶が文相に提出された。ただし最終答申の段階では、地域住民による国立大学内の管理という試案要綱（1948.10）の劇薬性は、理事会と似て非なる機構を設けることで学問の自由と教授団自治を侵食しないよう解毒されていた。

その後、大学管理法案は第10回国会（1950.12-51.6）に上程されるも、継続審議となり、12回国会後に廃案となった。かくして旧帝大以来の良き伝統を維持したい南原は、CIEに正面からはあらがうことなく、東大総長としての威信が及ぶあらゆる機関を介して大学管理法案という外圧をやり過ごした。

つぎに長期的な課題については、南原が対峙していた政治の文脈への理解が必要となる。それは、CIE局長が共産主義者は学問の自由の侵害者であるとのメッセージを発するよう局員に指示したこと（1949.4.25）⁷⁷、ドッジ・プランに基づく財政再建の一環として行政整理が閣議決定され（1949.5.4）、行政機関職員定員法が成立（1949.5.31）したこと⁷⁸、CIE高等教育班イールズが新潟大学を皮切りに反共演説を開始したこと（1949.7.19）、高瀬文相が主要国立大学学長を招集しレッド・ページを協議し（1949.8.9）、その後、学長にレッド・ページを指示したこと⁷⁹などである。こうした文脈で国立大学の管理に地域社会の人材が参画する制度が成立すれば、人員整理名目でのレッド・ページが行われる危険性が増すことは容易に想像できた。つまり戦前・戦中とは形は違うが、南原が危惧した学問の原理を理解しない社会勢力による学問の自由の侵害である。

こうした文脈において、新制国立大学最初の学長会議（1949.7.23）は、新潟大学でのイールズ講演を踏まえ、早速、対策の小委員会を設置した⁸⁰。

他方、南原のイールズ批判は東大総長以外の肩書でなされた。まず南原はCIE幹部あての私信で、イールズの反共政策を批判した（1949.8.15）⁸¹。ほかに全国大学教授連合第6回総会（1949.10.22）は、人員整理とレッドページから学問の自由と大学教授を擁護するための決議を行い、起草協議会の会長であった我妻栄は、今度は教授連合の常務理事として人事院総裁を訪問し反対決議文を手交した⁸²。こうして占領政策の反転により保守政権が政治的パワーを回復した文脈において、南原は発足後まもない国立大学が団結し学問の自由を擁護することを意図し、大学教授連合姉妹の職能団体として国立大学協会を創設した（1950.7.13）⁸³。

3. 結論

本稿は、わが国の大学が、その時々政治的文脈のもで、公権力にどう対応するのかの究明を意図した歴史研究の一部であり、占領期に東大総長の職にあった南原繁が学問の自由を擁護した際の

「背景」と「戦略」を考察した。

「背景」には、「動機（問①）」と「能力（問②）」があり、前者には理性的および経験的な動機が存在した。まず理性的な動機とは南原の世界観であり、彼はドイツ哲学に立脚した政治哲学者として、また青年期以来の無教会派への信徒として、社会の秩序化には法的または道徳的な規範に対し、自由（自律的）に自己を形成する主体が必要であり、南原は学問をそうした社会システムの低位要素とした。すなわち彼の「価値並行論」では、学問と政治は並行と独立の関係にあり、そこに強制（支配－従属）関係は想定されておらず、また個人と全体社会とに相互影響（マイクロ・マクロ・ループ）を認め、個人は民族共同体の文化によって自己完成し、逆に後者は自律した個人による自己完成があってはじめて民族共同体として統合し得るため、功利的主義的な個人主義や国家主義的な全体主義が否定された。つまり南原は、学問の自由をそれ単体としてだけでなく、自らが想定した世界秩序に不可避な低位要素として擁護した。

他方、経験的な動機としては、南原は大正教養主義のもと人格を完成させ、既存社会の継続と個人の自由を志向するオールド・リベラリストであったが、戦時中、慣行としての学問の自由が公権力と社会勢力から侵害される経験を有した。

次に「能力（問②）」については、少年期より為政者を志向していた南原は、帝大卒業後、統治を経験すべく富山県射水郡に牧任官として赴任し、自ら獲得した自由（自律的）な主体による秩序形成という理性（世界観）を実践した。そして現地での南原は、自ら社会改良事業を構想し、外部を巻き込む運動という手法によってそれを具現化した。つまり統治実践者としての企画とマネジメント能力を有していたのである。以上、理性と能力との一致（「言行一致」）が、南原が学問の自由擁護を志向し、それをなし得た背景である。

つぎに「戦略」としては、南原はその時々のパワー・バランスに沿って、与えられた権限や機能を使い分けることで、学問の自由を擁護した。具体的には、①教刷委の長として政策立案を主導したこと、②戦前の実績よりCIE幹部から信頼され、情報の入手または発信が可能であったこと、③東大総長として学内委員会、すなわち国内随一の研究者によって構成されたシンクタンクに問題を提示し、示された知見を以て外部対応にあたったこと、④大学教授連合という職能団体を結成し、東大総長としては困難なCIEの政策への反対表明をしたこと、⑤講和・独立を控え保守政権および文部省の復権という新たなパワー関係に適応するため、国立大学協会という国立大学の長を参加資格とする職能団体を新たに創設したこと、などである。つまり南原は東大総長という高い威信によって大学界におけるリーダーとなり、様々な肩書や役職を使い分け、大学界における学問の自由擁護をリードしたのであり、そこでは内務官僚時代のごとく、社会改良を運動によって達成し得るマネジメント能力が発揮された。

ただし南原には限界も存在する。それは彼がオールド・リベラリストという自らの属性と経験を反映し教授団自治に固執した点であり、1960年代に本格化する高等教育の大衆化からすれば、そこに限界がみられる。たとえば、GHQ／CIE関係者は、「南原の見解は、あまりにも自身の大学に関する考察に基づいていて、日本の大学数がまもなく大幅に増加するという事実に基づいて意見を述べられない」⁸⁴、「改革が大学段階に及ぶと、大学における自らの地位を保守するために、教官たち

はそれらの改革に対し難色を示した⁸⁵と評した。

最後に本稿の限界と展望を述べる。本稿の結果は、学問の自由とは公権力とのその時々のパワー関係に応じた相対的なものであることを示している。ただし東大総長を退任した南原を以て、大学教授職による講和・独立以後の学問の自由擁護を考察することには限界がある。そこで今後は、南原が講和・独立後における擁護機関として期待した国立大学協会の取り組みを通じ、パワー関係に応じた学問の自由擁護について考察する予定である。

注

- 1 宮沢俊義『日本国憲法（本編 コメントール篇）』日本評論新社，1955，p254-6.
- 2 ①加藤節『南原繁：近代日本と知識人』岩波書店，②1997. 山口周三『南原繁の生涯：信仰・思想・業績』教文館，2012.
- 3 ①山口周三『資料で読み解く 南原繁と戦後教育改革』東信堂，2009. ②西田彰一「南原繁の戦後教育改革に至る思想形成—戦前日本政治体制への対峙—」南原繁研究会編『南原繁と戦後教育改革：意義と継承』横濱大氣堂，2021，p45-69. ③大藪敏宏「戦後教育改革と戦時期南原繁の教育哲学—GHQが『畏敬』した『洞窟の哲人』」『富山国際大学子ども育成学部紀要』10(1)，2018，p1-12. ④金井徹「南原繁の共同体論：教育改革論との関連性に着目して」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』56(1)，2007，p59-69.
- 4 ①海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』東京大学出版会，1969，p563-678. ②黒羽亮一『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部，1993. 同『大学政策改革への軌跡』玉川大学出版部，2002. ③大崎仁『大学改革1945-1999』有斐閣，1999. ④羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部，1999. 同「占領下大学管理法案の成立過程」『高等教育研究』25，2022，p133-53. ⑤ペンペル，橋本鉦市訳『日本の高等教育政策』玉川大学出版部，2004. ⑥天野郁夫『新制大学の時代』名古屋大学出版会，2019. ほか多数.
- 5 南原繁『南原繁著作集 2巻 フィヒテの政治哲学』岩波書店，1973，p140-9. 同『南原繁著作集 5巻 政治哲学序説』岩波書店，1973，p118-22.
- 6 『南原繁著作集 2巻』p91，148，161-2.
- 7 『南原著作集 2巻』，p46-9，105-9，412-7. 『南原著作集 5巻』，p325-32，361-2.
- 8 南原繁『南原繁著作集 3巻 自由と国家の理念:政治哲学論文集』岩波書店，1973，p14，21-5，37-8.
- 9 尾形典男「解説」『南原繁著作集 3巻』，p394-5.
- 10 『南原繁著作集 3巻』，p379.
- 11 南原繁「新日本文化の創造—紀元節における演述—」『南原繁著作集 7巻』岩波書店，1973，p21-33.
- 12 『南原繁著作集 2巻』，p184-5，187，191，193，195，358，372. 『南原繁著作集 3巻』，p118-9.
- 13 赤江達也『『紙上の教会』と日本近代—無教会キリスト教の歴史社会学』岩波書店，2013，

- p3, 129, 137-9, 213, 218-9.
- 14 竹内洋『教養主義の没落:変わりゆくエリート学生文化』中央公論新社, 2003, p39-40.
 - 15 竹内洋『学歴貴族の栄光と挫折』講談社, 2011, p156, 240, 251-4, 274.
 - 16 矢内原忠雄「大学辞職の日」『私の歩んできた道』日本図書センター, 1997, p102-5.
 - 17 南原繁「大学の自治」『南原繁著作集第6巻 学問・教養・信仰 歌集形相』岩波書店, 1972, p10-5.
 - 18 「大学の自由と自治の確立について」『教育刷新審議会要覧』文部省調査普及局1952, p53.
 - 19 南原繁「大学の主張と反省—五月祭における演述」『南原繁著作集7巻』, p247.
 - 20 小熊英二『「民主」と「愛国」:戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社, 2002, p190-1.
 - 21 鈴木英一「戦後日本の教育改革思想:とくに自由主義的知識人の戦前教育批判とその形成基盤について」『北海道大学教育学部紀要』10, 1964, p4.
 - 22 前掲鈴木 1964, p25.
 - 23 南原繁『南原繁著作集8巻 現代の政治と思想-新しい歴史の転機に立って』岩波書店, 1973, p269-94.
 - 24 鈴木英一編『教育基本法の制定』学陽書房, 1977, p243.
 - 25 前掲鈴木 1977, p236-9.
 - 26 寺崎昌男「東京大学教育制度研究委員会記録(一九四六年・海後宗臣蔵)」『東京大学文書館紀要』7, 1989, p63.
 - 27 土持法一「新制大学の成立経緯に関する一考察」『大学論集』24, 1994, p180.
 - 28 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』玉川大学出版部1991, p169-71.
 - 29 戸村理「全国大学教授連合に関する考察」『日本教育学会大会研究発表要項』81(0), 2022, p27-8. および当日発表資料.
 - 30 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録3巻』岩波書店1996, p186.
 - 31 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録7巻』岩波書店1997, p227.
 - 32 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』岩波書店, 1998, p95-6.
 - 33 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』, p113.
 - 34 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』, p141-2.
 - 35 『教育刷新審議会要覧』, p43-6.
 - 36 前掲羽田 2022, 137.
 - 37 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録3巻』, p244.
 - 38 大学基準協会『大学基準協会十年史』1957, p36.
 - 39 前掲海後・寺崎 1969, p588.
 - 40 前掲羽田 2022, p137.

- 41 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 3 巻』, p432.
- 42 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 5 巻』岩波書店, 1996, p46.
- 43 細谷雄一『自主独立とは何か(後編) 冷戦開始から講和条約まで』新潮社, 2018, p72-3.
- 44 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』, p218.
- 45 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 3 巻』, p443.
- 46 『教育刷新審議会要覧』, p53.
- 47 前掲戸村 2022.
- 48 伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』新日本出版社, 1965, p106.
- 49 1948年4月20日開催名古屋大学評議会(評議会議事録自昭和二十三年四月一至昭和二十四年三月)
- 50 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(一)』.
- 51 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』, p218.
- 52 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 4 巻』, p83.
- 53 『大学基準協会十年史』, p139-40.
- 54 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 4 巻』, p243-4.
- 55 『戦後教育資料』VI-421, VI-422, 国立政策研究所教育図書館.
- 56 『九州大学新聞』277(1948.11.15)号.
- 57 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 4 巻』, p290.
- 58 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 59 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録10巻』, p275-88.
- 60 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 4 巻』, p297.
- 61 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 62 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 63 「国立大学に『理事会』設置の議に対する意見書」東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 64 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 65 『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 4 巻』, p326.
- 66 『教育刷新審議会要覧』, p72-5.
- 67 東京大学『新大学制実施準備委員会議事録(二)』.
- 68 「内外教育」142(1949.2.3)号, 渡部宗助編『時事通信・内外教育版』第3巻, 大空社, 1988, p7.
- 69 野村平爾・五十嵐頭・深山正光編『大学政策・大学問題:その資料と解説』労働旬報社, 1969, p476-81.
- 70 全国大学教授連合『会報』4, 1949, p4-6.
- 71 国会図書館調査立法考査局『大学管理問題に関する資料集』1963, p157.

- 72 西山伸「『国立大学管理法案』の起草経緯(上)―『大学管理法要綱試案』の作成まで―」『京都大学大学文書館研究紀要』19, 2021, p3.
- 73 前掲野村・五十嵐・深山編『大学政策・大学問題』, p472-6, 482-5.
- 74 重廣徹『戦後日本の科学運動』こぶし書房, 2012, p68-73.
- 75 毎日新聞1949.4.17朝刊「大学法対策全国協議会, 教刷委案で折り合う」.
- 76 前掲野村・五十嵐・深山編『大学政策・大学問題』, p498-503.
- 77 大藤修『検証イールズ事件:占領下の学問の自由と大学自治』清文堂出版, 2010, p46.
- 78 有賀宗吉『国鉄の労政と労働運動(上巻)』交通協力会, 1978, p252.
- 79 明神勲「教育界におけるレッド・パージ」『歴史評論』472, 1989, p24-41.
- 80 前掲明神, p32.
- 81 マーク.T.オア, 土持ゲーリー法一訳『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部, 1993, p34-5.
- 82 全国大学教授連合『会報』5, 1950, p68-9, p77.
- 83 南原繁「ひとつの回想」国立大学協会『会報』30, 1965, p1-2.
- 84 前掲戸村 2022.
- 85 ハーリー・レイ「現代日本教育史における変化と継続およびその意義について―占領期教育改革後40年間の軌跡」『筑波大学教育学系論集』15(2), 1991, p87-112.

Defense of ‘Academic Freedom’ in Shigeru Nanbara

Tsutomu HIRATSUKA

Abstract

Based on the period of Japanese occupation, this historical study investigates how universities responded to the government in a political context.

In the early years of the occupation, the prewar practice of academic freedom was institutionalized in the Constitution and the Fundamental Law of Education; however, from around 1948, U.S. policy toward Japan shifted toward Japanese independence and the Ministry of Education was restored to power. How did university professorships defend academic freedom in such a reactionary situation? This study examines this question based on the words and actions of Shigeru Nanbara, the first president of the University of Tokyo.

This work consists of three sections.

Section 1 discusses the reasons Nanbara defended academic freedom and why he was able to do so.

Section 2 discusses the strategies Nanbara used in defending academic freedom.

Section 3 presents the following concluding remarks: (1) academic freedom was an essential element for Nanbara to realize his ideal world, and (2) he was able to defend such freedom due to his ability to manage social movements.

